

工事主の資力及び信用に関する誓約書

（提出先）
横浜市長

工事主（誓約者）
住所 横浜市〇〇区〇〇町 1 番地
氏名 △△株式会社横浜支店
支店長 横浜 太郎

実印



私又は当法人は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の許可を受けるに当たって、同条第 2 項第 2 号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。
 - （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （2）法若しくは宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （3）法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項若しくは法第 35 条第 1 項又は旧法第 8 条第 1 項若しくは旧法第 12 条第 1 項の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しない者を含む。）
 - （4）法（旧法を含む。）に基づき擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から 6 か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から 6 か月を経過しない者を含む。）（命ぜられた措置を行うために法第 12 条第 1 項の許可を受ける場合を除く。）
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - （6）暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - （7）法人の場合にあっては、その役員のうちに（2）、（3）、（4）又は（5）に該当する者があるもの
- 2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。
- 3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

（注意）

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 工事主の印鑑証明書を添付してください。